

平成28年2月24日  
公益社団法人国土緑化推進機構

合板・製材生産性強化基金に係る基本的事項の公表について

公益社団法人国土緑化推進機構（以下「当機構」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第4条第2項第1号及び合板・製材生産性強化対策事業費補助金交付要綱（平成28年1月20日付け農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第18に基づき、合板・製材生産性強化基金に係る基本的事項について下記のとおり公表します。

記

|              |                     |   |
|--------------|---------------------|---|
| 基金の名称        | 合板・製材生産性強化基金        |   |
| 基金の額         | 290億円（平成28年2月24日造成） |   |
| 国費相当額及び基金の概要 | 国費相当額               | 290億円   |
|              | 基金の概要               | <p>合板・製材生産性強化基金（以下、「基金」という。）は、「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、地域材の競争力強化に向け、生産性向上等の体質強化を図るための合板・製材工場等の整備とそれらに向けて原木を安定的に供給するための間伐材の生産及び路網整備等を一体的に実施する取組への支援を行うことを目的として、交付要綱並びに合板・製材生産性強化対策事業実施要領（平成28年1月20日付け林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）に基づき、国からの補助金を受けて造成するものである。</p> <p>当機構は、実施要領に基づき基金の管理・運用を行うとともに、合板・製材生産性強化対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け農林水産事務次官依命通知）に定める合板・製材生産性強化基金活用事業を実施するため、実施要領に基づき都道府県知事から提出された請求に対して、基金の中から補助金として適正に支払う業務等を行う。</p> |